

## 「地域公共交通網形成計画」策定までの流れ(調査の枠組み)

### ■地域公共交通網形成計画とは？

平成26年11月20日に施行された、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正に伴い、従来の法定計画であった「地域公共交通総合連携計画」に代わって、新たに定められた法定計画です。

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとして、まちづくりと連携し、かつ地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築するための基本方針や目標、実施施策などについて記載することとなっています。

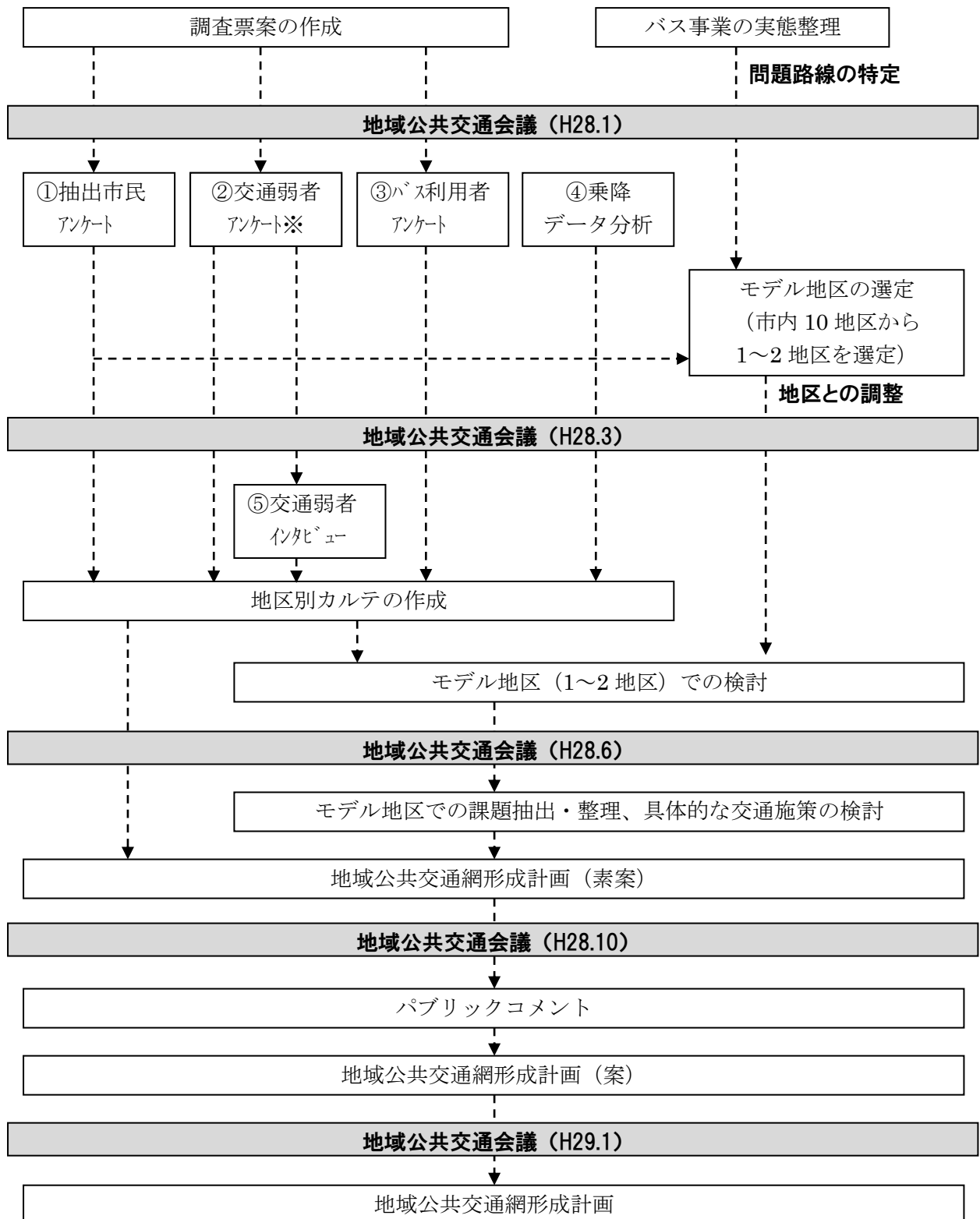
なお、従来の地域公共交通総合連携計画は、法改正によって法定計画ではなくなりました。

### ■なぜ計画策定が必要か？

市ではこれまで、「新城市地域公共交通総合連携計画」（計画期間：平成21年～29年度）に基づき、バス路線や鉄道の維持・活性化に向けた施策に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化・モータリゼーションなどにより、公共交通の利用者は減少が続いており、危機的な状況に変わりはありません。

このような地域公共交通の現状や、連携計画策定から7年近くの間様々な状況変化、そして今後の更なる人口減少・高齢化の進展を見据え、「新城市地域公共交通総合連携計画」に代わる新たな地域公共交通の総合的な計画として、「新城市地域公共交通網形成計画」を策定する必要があります。

■策定までの流れ



※民生委員によるアンケート  
or 記名式全戸アンケート

## ■調査の概要

	対象者	調査の目的	実施方法
①抽出市民 アンケート	市内 2000 世帯 ※ただし、1 世帯当 り 3 通封入 ※対象は 15 歳以上	・ 地区別の交通行動や課題を 把握する	無作為抽出による郵送 配布・郵送回収
	別紙資料 4-1		
②交通弱 者アンケ ート	A 民生委員が把握して いる交通弱者(介護サ ービスの対象外で、交 通に困っている人)	・ 地域における交通弱者の人 数を把握し、大まかな交通 行動を把握	民生委員自身による訪 問聞き取り  ※交通弱者は困ってい るのに困っていると 言わない人が多いこ とから、訪問での聞き 取りが望ましい。
	AまたはB		
	別紙資料 4-2①		
	B 市内の全世帯	・ 住所を書いてもらうことで 課題を具体的に把握する ・ 交通弱者の意見を把握する	市広報を通じて配布、回 収は郵送
	別紙資料 4-2②		
③バス利用者 アンケート	豊鉄バス・Sバスの利 用者	・ 乗継状況を把握し、循環路 線に対する需要を把握する	調査員による手渡し配 布・郵送回収 平日 2 日、土曜 1 日
	別紙資料 4-3		
④乗降データ 分析	豊鉄バス・Sバスの利 用者	・ 便別・停留所別の利用状況 を把握する	運行事業者から提供さ れた乗降データを分析
⑤②の結果か ら抽出した交 通弱者インタ ビュー	モデル地区を中心に 数人	・ 交通弱者の生活状況や交通 の課題を把握する ・ 交通弱者が求める交通のあ り方を意見交換  ※交通弱者は困っているのに 困っていると 言わない人が 多いことから、訪問での聞 き取りが望ましい。	②から特徴的な意見を 有する回答者を抽出 お住まいに直接訪問し てインタビューを実施